

## 国道8号 災害対策基本法に基づく道路区間廃止について

### 【災害対策基本法に基づく道路区間廃止について】

下記区間の災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づく区間指定について、廃止しました。

今後も降雪が予想されておりますので、引き続き通行にはご注意ください。

路線名	指定区間(上下)	廃止時間
国道8号	<small>しもげんにゆう</small> 新潟県上越市下源入地先 下源入交差点 ～ <small>つきやま</small> 富山県下新川郡朝日町月山地先 朝日I.C口交差点	2月18日 10時20分

○災害対策基本法の一部を改正する法律の公布について(平成26年11月21日)  
[http://www.mlit.go.jp/road/road\\_fr1\\_000071.html](http://www.mlit.go.jp/road/road_fr1_000071.html) (国土交通省HPリンク)

同時発表記者クラブ  
新潟県  
富山県  
その他・専門紙

お問い合わせ先  
国土交通省 北陸地方整備局 道路部  
道路管理課長 本保 薫 (ほんぼ かおる)  
電話 025-280-8880 (内4411)  
直通 025-370-6744